平成２２年（フ）第１４９７号
大阪市北区万歳町３－３　エストアベニュー401、住民票上の住所大阪市北区中崎２丁目２番12―902号
破産者　由里　　聡
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６４６号
堺市堺区五月町１番３―302号、前住所大阪市住吉区遠里小野５丁目23番24―104号
破産者　井上　洋一
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
堺市中区土師町５丁21番２―205号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁６番地８
破産者　**樽**本　勝己
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５９５号
神戸市北区鈴蘭台西町２丁目12番11号
破産者　多田五十鈴
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２１号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目15番地の２　第２静和苑406、前住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目46番地
破産者　山田　盛一
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目15番地の２第２静和苑406、前住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目46番地
破産者　山田二三代
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３号
鳥取県鳥取市田島491番地
破産者　岡田　功一
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３００号
鳥取県岩美郡岩美町大字網代133番地、開始決定時の住所鳥取県鳥取市湖山町北２丁目624番地
破産者　中村　智人
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２９号
佐賀県佐賀市久保田町新田1349―15、住民票上の住所佐賀県小城市三日月町金田197番地
破産者　北島　孝利
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
熊本市下南部３丁目２番75―301号
破産者　里　　初美
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市下福元町3656番地
破産者　小野　　勉
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５３４号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目４番33号
破産者　仲村　　仁
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４８３号
新潟県新潟市南区平潟新田339番地
破産者　須田　　武
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５５８号
香川県高松市高松町3006番地５
破産者　安藤　秀雄
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第５５９号
香川県高松市高松町3006番地５
破産者　安藤　律子
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１３７号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷271番地４－Ａ棟202号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷444番地―201号
破産者　西　　康之
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第１００号
三重県志摩市阿児町神明1141番地３　Ｃ棟９号室
破産者　平田　　彰
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
三重県志摩市阿児町鵜方1508番地１　市営権現Ｃ－２号
破産者　ＧＯＴＯ　ＳＵＰＨＯＲＮ（ゴトウスポン）
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係